

議案第12号

岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について

岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年2月25日提出

岩倉市長 久保田桂朗

## 岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

岩倉市国民健康保険税条例（昭和46年岩倉市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前条第2項の世帯主」を「前条第2項の世帯主（以下「2項世帯主」という。）」に改め、同条第3項及び第4項中「前条第2項の世帯主」を「2項世帯主」に改める。

第3条の見出し中「所得割額」を「基礎課税額の所得割額」に改める。

第5条の見出し中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第6条の見出し中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第1号中「次号、第10条及び第28条」を「次号、第10条及び第28条第1項」に、「第3号、第10条及び第28条」を「第3号、第10条及び同項」に改める。

第7条の見出し、第9条の見出し及び第10条の見出し中「後期高齢者支援金等課税被保険者に係る」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の」に改める。

第18条第1項中「同条」を「その減額後」に改め、同条第3項中「第1条第2項の世帯主（以下本条において「2項世帯主」という。）」を「2項世帯主」に、「同条第1項」を「第1条第1項」に、「本条において「1項世帯主」を「この条において「1項世帯主」に改め、同条第4項中「国民健康保険の」を「国民健康保険税の」に改める。

第19条第1項中「昭和25年政令第245号。」を「昭和25年政令第245号」に、「同条」を「同条第3項」に改める。

第28条中「ア及びイ」を「当該各号ア及びイ」に、「ウ及びエ」を「当該各号ウ及びエ」に、「オ及びカ」を「当該各号オ及びカ」に改め、同条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に、「第1条第2項に規定する世帯主」を「2項世帯主」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同号ウ中「後期高齢者支援金等課税被保険者に係る」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の」に、「第1条第2項に規定する世帯主」を「2項世帯主」に改め、同号エ中「後期高齢者支援金等課税被保険者に係る」を「国

民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の」に改め、同号オ中「第1条第2項に規定する世帯主」を「2項世帯主」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に、「第1条第2項に規定する世帯主」を「2項世帯主」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同号ウ中「後期高齢者支援金等課税被保険者に係る」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の」に、「第1条第2項に規定する世帯主」を「2項世帯主」に改め、同号エ中「後期高齢者支援金等課税被保険者に係る」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の」に改め、同号オ中「第1条第2項に規定する世帯主」を「2項世帯主」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に、「第1条第2項に規定する世帯主」を「2項世帯主」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同号ウ及びオ中「第1条第2項に規定する世帯主」を「2項世帯主」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 615円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6, 025円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9, 640円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12, 050円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 335 円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 225 円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 560 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 450 円

第 28 条の 2 中「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「次号において同じ。」を「次号において同じ。）及び」に改める。

附則第 2 項中「第 28 条」を「第 28 条第 1 項」に、「同条中」を「同項中」に、「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改める。

附則第 3 項、第 4 項及び第 6 項中「第 28 条」を「第 28 条第 1 項」に改める。

附則第 7 項中「第 6 条、第 8 条」を「第 7 条、第 11 条」に、「第 28 条」を「第 28 条第 1 項」に改める。

附則第 8 項及び第 9 項中「第 28 条」を「第 28 条第 1 項」に改める。

附則第 10 項中「同法第 12 条第 5 項に」を「外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項に」に、「同法第 16 条第 2 項」を「外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 2 項」に、「第 28 条」を「第 28 条第 1 項」に、「第 23 条」を「第 28 条第 1 項」に改める。

附則第 11 項中「同法第 12 条第 6 項に」を「外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 6 項に」に、「同法第 16 条第 3 項」を「外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 3 項」に、「第 28 条」を「第 28 条第 1 項」に、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」を「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）」に、「第 23 条」を「第 28 条第 1 項」に改める。

附則第 12 項及び第 13 項中「第 28 条」を「第 28 条第 1 項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 1 号の改正規

定、第28条の改正規定（「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める部分に限る。）、同条に1項を加える改正規定並びに第28条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項の改正規定、附則第7項の改正規定（「第28条」を「第28条第1項」に改める部分に限る。）、附則第8項及び第9項の改正規定、附則第10項の改正規定（「第28条」を「第28条第1項」に、「第23条」を「第28条第1項」に改める部分に限る。）、附則第11項の改正規定（「第28条」を「第28条第1項」に、「第23条」を「第28条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第12項及び第13項の改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の岩倉市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。